



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください

令和6年度 福島県消費生活センター相談状況

インターネット関連トラブルに注意！

令和6年度の消費生活相談件数は、**3,420件**で前年度と比べ、**174件**減少しました。

相談件数が最も多かった「商品一般」は、実在する業者を装い個人情報を入力させようとするフィッシングメールや架空請求に関する相談が多くありました。

1	商品一般	442件
2	基礎化粧品	132件
3	他の健康食品	121件
4	インターネット接続回線	114件
5	相談その他	111件

上位5項目

「基礎化粧品」は、前年度に比べ35件の増加となり、定期購入に関する相談がみられました。また、前年度に引き続き70歳以上の「インターネット通販」利用によるトラブルが多くみられます。

※商品一般：迷惑メール、不審電話、覚えのない荷物など

※相談その他：既定の分類にあてはまらないもの



相談事例 ～警察官を名乗る電話に注意！～

警察署で使用されることが多い下4桁が「0110」の電話番号を表示することで消費者を信用させる手口や、電話からLINEのビデオ通話に誘導し警察手帳を見せて、それを信用した消費者に個人情報を聞いたり、捜査の一環として金銭を振り込ませたりする手口がみられます。中には、相手が自分の個人情報（氏名や住所等）を知っている場合もあり、消費者が相手を信用してしまう要因となっています。20歳代～50歳代からの相談も寄せられており、電話口で「逮捕」等と言われて、仕事や生活への影響を恐れて焦って対応してしまう可能性もあります。

- ① 警察がLINEのトークやビデオ通話で連絡を取ったり、金銭を個人名義の口座に振り込ませたりすることはありません。
- ② 警察を名乗る電話があっても慌てず、いったん電話を切って、消費者ホットライン「188」または警察相談専用電話「#9110」番に相談してください。





困ったときは、一人で悩まず お電話ください！

「消費生活センター」では、消費者問題に関する専門知識を有する「消費生活相談員」が、悪質商法などの消費者トラブルに関する相談に応じ、問題解決のための手助けを行っています。困ったことがあるときは、一人で悩まず、すぐにご相談ください。

また、身近で困っている方がいると気づいた時は、「消費生活センター」へ相談するよう、お声かけをお願いします。

福島県消費生活センター

相談専用電話：024-521-0999

〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館1階）

相談対応時間：月曜日～金曜日／午前9時～午後6時30分

（来所による相談は午前9時～午後5時〔※原則、事前予約制。受付は午後4時30分まで〕）

原則、第4日曜日／午前9時～午後4時30分（電話相談のみ）

※12月29日～1月3日、祝日を除く

※相談は無料ですが、電話の場合、通話料金がかかります。



ウェブフォームでも相談を受け付けています！！

仕事などで相談対応時間内に電話ができない、来所が難しい場合は、ウェブフォームから相談を受け付けています。下記のQRコードを読み込んで、氏名や相談内容等の必要事項を入力し送信してください。内容を確認し、メールにて回答します。



いやや

知っていますか？困ったときの「188」！

消費者ホットライン「188（局番なし）」は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内し、トラブル解決の支援をします。

188をダイヤルし、お住まいの郵便番号を入力すると、お近くの消費生活センター等につながります。



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター いややん



出前講座のご案内

県消費生活センターでは、出前講座を無料で実施しています。
 消費者教育コーディネーターが、日時や内容などをお伺いし調整します。
 令和5年度から、新たに小・中学生保護者向け出前講座を実施しております。
 PTA行事などで保護者を対象にした出前講座を実施してみませんか？
 まずはお電話でお気軽にお問い合わせください！

出前講座問い合わせ TEL 024-521-7736
 FAX 024-521-7982 まで

【テーマ例】スマホ・SNSトラブル、インターネット・トラブル、
 悪質商法、なりすまし詐欺対策、エシカル消費、
 特定機能表示食品について、食品関係、等

【派遣先】小中学生保護者、学校、公民館、老人会、民生児童委員協議会 等

【講師】消費者教育コーディネーター、県消費生活相談員

【申込先】県消費生活センター

※最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。

☆福島テレビ「キビタンGO！」(令和7年6月18日(水)20時54分～58分)
 において、日本大学東北高等学校で実施した出前講座「キミを狙う！悪質商法～入り
 口はSNS～」が放送される予定です。どうぞ御覧ください。☆

福島のエシカル消費に関する活動や情報を配信中です！

Instagram

やっています！



福島県 消費生活課
 公式Instagram



エシカル博士



FUKUSHIMA_ETHICAL

フォローは
 上記のQRコードから
 お願いします📱

福島のエシカル消費に関する
 活動や情報を配信中 📱

自家消費野菜等の放射能検査について



県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等（家庭菜園で作った野菜や自分で採ってきたキノコなど）の放射能検査を実施しています。

電話予約制 県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397

検査場所 : 福島市中町8-2 福島県自治会館1階
※受付時間 月曜～金曜（祝日は除く） 9:00～12:00
13:00～17:00

～各市町村での放射能検査については各市町村役場 担当課にお問い合わせください～

福島県 自家消費野菜 放射能検査

検索 

お米の詐欺サイト～こんなサイトには要注意！～

米の価格高騰に便乗した詐欺サイトに関する相談が複数寄せられています。注文前に、サイトの事業者情報を確認し、チェックすることが大切です。サイトに表示されている事業者の名称、住所、電話番号などの連絡先をインターネット検索で調べるなどして、不審な表示がないかよく確認をしましょう。事業者の連絡先が明確に表記されていないか、無関係の事業者情報などの嘘の情報が記載されていたりするサイトは利用してはいけません。「会社概要」や「お問い合わせ」、「特定商取引法に基づく表記」のページをよく確認しましょう。

【チェックリスト】

- ① サイト内の日本語が正しく表記されていない
- ② 価格が通常より不自然に安い
- ③ サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない
- ④ 事業者情報をインターネット検索で調べると、無関係の事業者情報など、嘘の情報が記載されている
- ⑤ お問い合わせ先のメールアドレスがフリーメール
- ⑥ お問い合わせ先の電話番号が通じない



注文したお米が届かなかったり、お米以外の荷物が届いたりしたなど、トラブルに遭遇してしまった場合には、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。サイト上でクレジットカード情報を入力した場合には、クレジットカード会社にも連絡しましょう。